

Ⅲ 項目別平成24年度統計法施行 状況審議結果

項目別平成 24 年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ(担当関係WG)	現行基本計画の該当項目 (概要)
<p>SNA SNA の精度の確保・向上 (第 1 WG SNA-F)</p>	<p>第 2 - 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ◇ 現行計画No.: 2, 10, 13, 14, 15, 16, 124, 194 (関連) ※別紙参照</p>
<p>平成 24 年度統計法施行状況報告の概要</p>	<p>○ おおむね実施可能。</p>
<p>平成 24 年度統計法施行状況報告の評価</p>	<p>○ 推計精度向上のための供給・使用表に係る取組として、類似している課題を整理・統合し、これまでの実施状況を踏まえた取組の発展・充実を図ることが必要。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<p>○ 「経済センサス - 活動調査」(基幹統計調査)を始めとする基礎統計の変化に対応しつつ、精度の確保・向上を図る観点から、供給・使用表 (Supply and Use Tables, SUT) の活用などにより、SNA SNA (基幹統計) の推計の枠組みをの確立・強化を図る。更なる取組の発展・充実を図ることが必要となっている。考える。</p> <p><基本的な考え方></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 支出、生産及び所得の三面からの推計値を供給・使用表の枠組みにより調整する手法を確立し、精度向上を図る。 ② 供給・使用表の枠組みを通じたSNA SNAの精度向上のため、SNA SNAと「産業連関表 (基本表)」(基幹統計)、同延長表及び一次統計の作成部局の間で、必要な情報の共有や整合性の確保に努めつつ、連携を行う。 ③ 国民経済計算SNAの基準年の供給・使用表について、「産業連関表(基本表)」と整合する形で整備することの必要性、可能性について検討する。 ④ 「産業連関表 (延長表)」について、一次統計の整備及び推計手法の高度化を通じた精度向上を図った上、基幹統計化を推進する。 ⑤ 統計上の不突合の原因の一つとなっているGDP (生産側) 推計のための輸出入と支出系列の輸出入概念の相違の取扱いについて研究する。 ⑥ SNA SNAにおける推計業務システムを再構築し、新たに生ずる推計課題への対応を迅速・確実に行う体制を確立する。また、これにより計数のチェック体制を強化する。
<p>備考 (留意点等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期基本計画の具体的な取組の掲載においては、時間軸の整理が必要となる。 ・ 「平成 28 年経済センサス - 活動調査」の経理事項対象年の平成 27 年 SNA SNA 確報推計に際し、生産動態統計等を活用する「代替推計」を確立する必要があるが、供給・使用表の枠組みは、こうした「代替推計」の精度向上に資する取組でもある。

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ（担当関係WG）		現行基本計画の該当項目（概要）
SNAの国際比較可能性の向上 (第1WG—SNA-IF)	第2-2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 (6) ストック統計の整備 ◇ 現行計画No: 9, 11, 19, 47, 93 (関連) ※別紙参照	
	平成24年度統計法施行状況報告の概要	○ おおむね実施可能。
平成24年度統計法施行状況報告の評価	○ 国際比較可能性の向上に係る取組として、優先順位と行程表を確認の上、これまでの検討状況を踏まえた取組の発展・充実を図ることが必要。	
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	○ 国際比較可能性向上の観点から、 <u>2008SNA2008SNA</u> に準拠した改定のための具体的な推計の見直し作業や付加価値税率の異なる諸外国と比較するための対応など、更なる取組の発展・充実を図ることが必要と <u>なっている</u> 。考える。 ① 2008SNAについて可能な限り早期に対応するため、改定の是非や可能性を検討し、改定項目に優先順位を付した上で、移行を進める。 ② 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを再検討するとともに、基本価格表示による「産業連関表（基本表）」（ <u>基幹統計</u> ）及び <u>SNA（基幹統計）</u> の作成に <u>向けて検討する</u> について、 <u>次回表（現在作成途中にある平成23年表の次の表）及びSNAの次々回基準改定での実現を目指す</u> 。 ③ <u>SNAと「産業連関表」（基本表）」の整合性を確保するため、産業連関表における自社開発ソフトウェア及び研究開発の固定資本としての計上など、SNAとの整合性および国際的な動向への対応を検討する。</u>	
備考（留意点等）		

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ(担当関係WG)		現行基本計画の該当項目(概要)
<p>SNASNAの提供情報の充実整備 (第1WG—SNA-TF)</p>	<p>第2-2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ◇ 現行計画No. : 19 (遡及)、26、33 ※別紙参照</p>	
平成24年度統計法施行状況報告の概要	○ 項目No.26は実施可能、他は実施予定。	
平成24年度統計法施行状況報告の評価	○ 提供情報の充実として、ユーザーの要求度合いから優先順位を確認の上、取組の発展・充実を図ることが必要。	
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>○ 有用性の向上及び地域統計の整備を図る観点から、四半期推計の充実や長期時系列計数の提供、地域経済計算の充実に向けた支援を強化するなど、更なる取組の発展・充実を図ることが必要と<u>なっている</u>。考える。</p> <p>＜基本的な考え方＞</p> <p>① <u>支出面の精度の維持・向上に加え引き続き努めるとともに、生産および分配所得面を含む四半期推計(QNA)を整備し、当面、その速報を参考系列として公表することについて検討するを旨指す</u>。その際、行政記録情報の活用等も併せて検討する。</p> <p>② 長期時系列計数について、利用者の要望を踏まえつつ、提供等を進める。</p> <p>③ 地域経済計算について、提供情報を含めた充実に向けて、地方公共団自治体に対する支援を強化する。</p>	
備考(留意点等)		

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

現行基本計画の該当項目（概要）	
審議テーマ（担当関係WG）	現行基本計画の該当項目（概要）
SNA SNAと一次統計等との連携強化 (第1WG—SNA-TF)	第2-2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ◇ 現行計画No. : 12、17、18、28、31、53 ※別紙参照
平成24年度統計法施行状況報告の概要	○ 検討を行ったため実施済としているものがあるが、課題の実現は達成しておらず、内容的にはおおむね実施可能。
平成24年度統計法施行状況報告の評価	○ 推計精度向上のための一次統計との連携を強化し、類似している課題を整理・統合した上で、これまでの実施状況を踏まえた取組の発展・充実を図ることが必要。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	○ 推計の基礎となる一次統計等の一層の整備と活用方法の開発を進め、 <u>SNA SNA（基礎統計）</u> の基礎統計に起因する課題を解決するため、 <u>報告者負担に配慮しながら</u> 、更なる取組の発展・充実を図ることが必要。 ① 「 <u>経済センサス・活動調査</u> 」(<u>基礎統計調査</u>)の結果の活用により、生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する方法を確立する。 ② サービス産業の中間投入構造など、より詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備、流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備、個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備などを引き続き進める。 ③ ファイナンス・リースの経済的所有原則による部門配分を可能とするための、基礎統計の拡充・推計手法について検討する。 ④ コモ法のうち、いわゆる建設コモ法について、進捗ベースの建設統計を活用して推計する方式を確立する。 ⑤ 生産面からの四半期推計を行うために有用な基礎情報をどのように確保するかについて、サービス産業動向調査を中心に検討する。 ⑥ ①～⑤を含む一次統計との連携強化について、 <u>SNA SNA</u> 、産業連関表(<u>基礎統計</u>)及び一次統計作成府省が協議、情報共有する場を設け、その推進に努める。 ⑦ コモ法における商品別配分比率の推計、企業統計を事業所単位に変換するコンバーターの在り方、労働生産性及び全要素生産性指標を把握するための基礎情報の整備については、 <u>SNA SNA</u> の方法論上の課題としての検討を継続、強化する。
備考（留意点等）	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ（関係WG）		現行基本計画の該当項目（概要）
SNAの整備と一次統計等との連携強化（実施済等のもの） （第1WG）	第2-2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 (6) ストック統計の整備 ◇ 本文には、SNA（基幹統計）の重要性を述べた上で、基準年次推計改善のための「産業関連表（基本表）」（基幹統計）との連携、年次推計の見直し、消費推計の充実、雇業者報酬推計の精度向上、政府支出の確な把握などの四半期推計、国際基準への準拠を記述。ストック統計は、昭和45年を最後に国富調査を実施していない中でストック統計の国際比較を行うためにも推計方法の再構築と基礎統計の整備が必要である旨を記述した上で、恒久棚卸法（PIM）を中心とする手法の具体的な取組を記述。 ◇ 別表には、以下の項目No.で示した課題を記述。 現行計画No.：3～8、20～25、27、29～30、32、46、48～52（以上、22事項の詳細は、別紙参照。）	
平成24年度統計法施行状況報告の概要	○ 自己評価が「実施済」又は「実施予定」で本年度内の実施が見込めるもの等で、委員から意見が無い事項は、「実施済等のもの」として、本整理表に整理した。なお、国富調査の実施の可能性の検討は「実施可能」の自己評価であるが、検討し、結論を得るという意味での可能との趣旨であり、実質的には「実施困難」と整理される。	
平成24年度統計法施行状況報告の評価	○ おおむね5年間を計画期間とする現行の計画に沿った内容の取組が進められており、基準改定により所期の目的を達成しているものとして評価。 ○ 平成17年基準改定の公表により、SNAにおいては恒久棚卸法によるストック推計を導入し、建築物ストック全体を推計する加工統計（建築物ストック統計）の整備も進んでいる。ストック統計の整備については、具体的な取組が行われていると評価できる。一方、国富調査については、現在の統計環境において再び実施することは困難であり、更なる取組の発展・充実を図るべき余地も乏しいため、次期基本計画においては削除するが、企業統計の整備でストックの把握の充実については引き続き課題とする。	
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え	○ 現行基本計画に掲げられた所期の目的（目標）をおおむね達成しており、更なる取組の発展・充実を図るべき余地も乏しいため、次期基本計画において削除すべき項目・事項とする。	
備考（留意点等）		

現行基本計画の項目対応表(整理票通し番号(1)分)

	項目	具体的な措置、方策等
No.2	第2-2-(1)- ア 推計枠組みに関する諸課題	○ 国民経済計算及び産業連関表(基本表)並びに一次統計の各作成部局の間で連携を図り、必要な検討・調整等を行う。第三者機関による検討としては、統計委員会国民経済計算部会の下に産業連関表に関する検討の場を設け、国民経済計算や他の一次統計に関する調査・審議と連携しながら、産業連関表に関して基本計画に盛り込まれた事項をフォローアップするための調査・審議を行う。
No.3		○ 固定資本減耗の時価評価(現在は簿価評価)について、改定される純資本ストックと整合性を保ちながら、少なくとも大分類、製造業は中分類程度での推計値を得る。産業連関表(基本表)においても、その推計値に基づき導入を行う。
No.4		○ 現在は参考系列になっているFISIMについて、精度検証のための検討を行い本系列へ移行する。なお、四半期推計への導入については、検討結果によっては、本系列への移行後においても、FISIM導入による影響を明記することや、その影響を分離した系列を合わせて公表するなど、利用者に対する十分な説明を行う。
No.5、6		○ 自社開発ソフトウェアの固定資本としての計上について、諸外国と比較可能な計数の開発を行う。 ○ 一回だけ産出物を生産する育成資産の仕掛品在庫について、概念的な課題が指摘されている現行推計の改定を行う。
No.7		○ 公的部門の分類について、総務省を始め関係府省等の協力を得て、93SNAの改定で示された判断基準に即して格付けを見直すとともに、統一化を図る。
No.8		○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の構築に向けて、基準年次推計の基準となる使用表、その付加価値部門、あるいは関連する付帯表(固定資本マトリックス)など、列部門を制度部門・産業部門のクロス分類として作成することの課題を検討する。
No.9		○ 93SNAの改定について可能な限り早期に対応する。

	項 目	具体的な措置、方策等
No.10	第2-2-(1)-イ	○ 国民経済計算及び産業連関表(基本表)について、詳細な供給・使用表とX表(商品×商品表)からなる体系(SUT(Supply-Use Tables)/IOT(Input-Output Tables))に移行することについて検討する。
No.11		○ 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを再検討するとともに、基本価格表示による国民経済計算及び産業連関表(基本表)の作成に向けて検討する。
No.12		○ 生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する方法について検討し、把握に当たっては、報告者の負担が増大しないよう、米国経済センサスも参考にしつつ、産業別に調査票を設計する。また、産業・商品(生産物)分類体系及び経済センサスとの連携の下で、産業連関表(基本表)及び供給・使用表の作成における精度向上を図る。
No.13	第2-2-(1)-エ	○ 年次SUT/IOTの下で、支出面及び生産面からの測定値の調整・検討を行うことができるよう、その枠組みを構築する。
No.14		○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の作成とともに所得面からの推計によるGDPを開発し、支出、生産及び所得の三面からの推計による精度検証を行う。
No.15		○ 国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表(延長表)について、産業・商品(生産物)分類における統合の検討とともに、国内生産額、最終需要など共通項目部分に関する測定方法や基礎統計の差異の検討を行った上で、整合性の確保を行う。次々回基準改定以降も更なる整合性確保に向けた検討を継続する。
No.16		○ コモ法における商品の需要先への配分は、建設部門向け中間消費、その他部門向け中間消費、家計消費、固定資本形成に限られている。その他部門向け中間消費は、現在、集計ベクトルにより単純化されているが、産業別生産額や中間投入の変動を反映することにより、中間消費構造の変化と連動できるようにする。また、最終需要項目についても、人的推計法(需要側)と物的接近法(供給側)を有効に組み合わせることににより、費目及び部門の様々な情報を反映させ、精度向上を図る。
No.17		○ コモ法の商品分類は、今後改定が予定される日本標準商品分類との整合性の確保を図る。建設部門を特別に取り扱う必要はもはや見出せないことから、いわゆる建設コモを廃止し、コモ法における一つの商品としてそれぞれの建設部門の産出額を推計する方法を構築する。現在、市場生産活動の生産物のみとなっているコモ法の推計対象を、非市場産出まで拡張する。

	項目	具体的な措置、方策等
No.18		<p>○ 関係府省等の協力を得て、月次のサービス産業動向調査ではとらえきれない中間投入構造などのより詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備、流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備、コモ法における商品別配分比率の推計のための基礎統計の整備、個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備、企業統計を事業所単位に変換するコンバーターの在り方、労働生産性及び全要素生産性指標の整備に向けた基礎統計の課題などについて、具体的な結論を得る。</p>
No.19		<p>○ 関係府省等の協力を得て、デフレーターとして本来必要とする価格(生産者価格、基本価格、購入者価格等)の概念と、利用する価格指数の概念について整合性を検討し、また、長期週及推計についても検討する。</p>
No.20	第2-2-(1)- エ 四半期推計に関する諸課題	<p>○ 国民経済計算の改定要因を実証的に詳細に分析する、いわゆる「リビジョンスタディ」を早急を実施して、改定幅の大きさの評価やその原因究明を図る。</p>
No.21		<p>○ 関係府省等の協力を得て、季節調整の手法と年次計数の四半期分割方法について、様々な手法の長所及び短所を検討する。</p>
No.22		<p>○ 四半期推計に用いる一次統計(家計調査、四半期別法人企業統計等)には、標本替え等に伴う計数の振れがあり、これが四半期推計の振れをもたらしている一因とみられる。関係府省等の協力を得て、一次統計の誤差の処理について検討し、可能なものから実施する。</p>
No.23		<p>○ 四半期推計に利用する基礎統計の最適な選択(需要側推計値と供給側推計値を統合する際のウエイトの選択を含む。)について検討する。</p>
No.24		<p>○ 関係府省等の協力を得て、長期的な取組として、四半期推計と年次推計の推計方式を総合的に検討し、最適な推計システムを定めることを検討する。具体的には、①四半期推計と年次推計に用いる基礎統計間の関係の整理(工業統計調査と経済産業省生産動態統計のikai離縮小等)、②基礎統計の定義・概念と国民経済計算における定義・概念との対応の整理、③基礎統計の拡充、④行政記録情報の活用等の課題について検討する。</p>
No.25		<p>○ 内閣府は、四半期推計で用いている経済産業省生産動態統計の使用方法を再検討する。また、経済産業省は、経済産業省生産動態統計と工業統計調査を結合した、より詳細なデータの提供など、推計の高度化に資する協力を行う。</p>

	項 目	具体的な措置、方策等
No.26		○ ①四半期推計で提供される情報の充実(分配面の情報の充実等)、②長期時系列計数の提供等利用者の要望が多い点に関して、検討を開始する。
No.27		○ 内閣府等と協力し、四半期推計の精度向上に資するよう家計消費状況調査の調査項目を拡充し、単身世帯も含め、十分な調査世帯標本数を確保することを検討する。
No.28		○ 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの標本抽出方法の見直し(売上高で細分化して層化抽出を行う等)を検討する。
No.29		○ 公共事業予算の執行状況に関する統計について、「中央政府」だけでなく「地方政府」分も含めた整備を検討する。
No.30		○ 政府最終消費の中の雇用者報酬を推計するために、四半期別の公務員数、賃金の情報が必要である。「中央政府」分については、内閣府が関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用による把握を検討する。「地方政府」分の把握については、内閣府が関係府省の協力を得て検討する。
No.31		○ 生産面からの四半期推計を検討するとともに、当面は、四半期推計を行うためにより有用な基礎情報を得るように確保するかについて、サービス産業動向調査を中心として検討する。
No.32		○ 毎月勤労統計調査について、①常用労働者が5人から29人の事業所の調査における標本替えの工夫による所定内給与等の断層の解消、②離職事由を「解雇、退職」、「転勤」等に分離すること等による企業の退職者比率の把握、③退職金の調査を検討する。
No.33		○ 関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用等によって、雇用者報酬以外の分配面からの四半期推計を行うことを検討する。
No.46	第2-2- (6) スtock統計の整備	○ 恒久棚卸法を中心とする標準的な手法によってフロー(投資)量と整合的なストック量の測定を行う。その体系的整備として、行部門に詳細な資産分類、列部門に制度部門別産業別分類を持つ、統一された方法論に基づく時系列「固定資本ストックマトリックス」及びそのための設備投資系列を体系的に描写する「固定資本マトリックス」の開発を実施する。また、これと整合的に固定資本減耗の改定も行う。
No.47		○ 93SSNAの改定に対応した資本サービス投入量を開発し導入する。

	項目	具体的な措置、方策等
No.48		○ 既存の統計や行政記録情報等から建築物ストック全体を推計する加工統計を整備する。
No.49		○ 上記加工統計を基に物的接近法による金額評価の推計を行うとともに、恒久棚卸法と方法論的に共通する部分については整合性を確保し、その上で両推計法による値について相互の精度検証を行う。
No.50		○ 固定資本マトリックスの基礎統計の整備のため、民間企業投資・除却調査(うち投資調査)において、資産別構造、自己所有資産における大規模修繕や改修など設備投資の構造についてより詳細な把握を行う。
No.51		○ 生産的資本ストック及び純資本ストックの測定に不可欠な資産別経齡プロフィール(経齡的な効率性及び価格変化の分布)を推計するため、民間企業投資・除却調査(うち除却調査)の調査結果の蓄積、行政記録情報等や民間データなどの活用を含め調査研究を実施する。
No.52		○ 関係府省等の協力を得て、国富調査による既取得資産の(取得年別)設備投資調査に対する社会的ニーズの評価と実施の可能性に関して検討する。
No.53		○ 関係府省等の協力を得て、企業と事業所の変換、より直接的な活動分類への調査手法など、資産取得主体としての経済活動を適切に分類するための手法について検討する。
【関連事項】 No.93	第2-3- (7) グローバル化の進展に対応した統計の整備	○ 所管の行政記録情報である輸出・輸入申告書の貿易形態別の一部の情報(委託加工など)を貿易統計に反映させることを検討する。
No.124	第3-2- (1)統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 イ 各府省の取組	○ 国民経済計算について、3年間、研究者や中核的職員を集中的に投入し、情報源や指標の利用可能性の検討、推計手法の抜本的見直し、システム開発を行う。
【関連事項】 No.194	別紙 3 将来の基幹統計化について検討する統計	【産業連関表(延長表)(加)】 一次統計の整備及び推計手法の高度化によって、精度向上が図られれば、基幹統計化を検討する。

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (担当関係)		現行基本計画の該当項目 (概要)
WG)	第2-1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備 (3) 国勢統計、国民経済計算、経済構造統計の重要性 (うち、経済構造統計についての具体的施策) ◇ 本文には、「経済構造統計」(基幹統計)の重要性と①目標及び目標時期、②密接に係る主要な産業統計との関係及び調査事項の在り方、③SNA (基幹統計)、I-O産業関連表 (基本表) (基幹統計)等の加工統計と「経済構造統計」及び他の産業関連統計の関係の在り方を記述。 ◇ 別表には、経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備の取組について記述し、SNA(基幹統計)の年次推計にも言及。	
平成24年度統計法施行状況報告の概要	○ 産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議を開催し、検討報告書を取りまとめた。一方で、「経済センサス - 活動調査」(基幹統計調査)の検証が行われておらず、今後の「経済構造統計」の在り方については流動的である。さらに、体系的整備の視点が多数あるため、どの視点から体系的に整備するかを絞りこめないこと等、現時点において継続的な検証が困難なため、今後は、具体的な課題ごとに検討していく必要がある(「実施困難」の自己評価)。 ○ <u>SNA</u> の年次推計については、平成28年に予定されている「経済センサス - 活動調査」の実施までに検討を進めていく(「実施可能」の自己評価)。	
平成24年度統計法施行状況報告の評価	○ 産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議を開催し、体系的整備の課題等を取りまとめた点については評価。今後は、「経済センサス - 活動調査」の検証を踏まえ、枠組みの見直しを含めた経済センサスの在り方や産業関連統計の体系的整備についての具体的な課題ごとの検討を行うことが必要。 ○ SNAの年次推計については、SNAと一次統計等との連携強化として別項で整理が必要。 ○ 「経済構造統計」は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報を得るための重要な統計であり、産業関連統計の中核と位置づけられている。 ○ そのため、新たな枠組みの検討及び具体的な課題を検討するため、関係府省が一体となった取組を推進していくことが必要と <u>なっている</u> 考える。 ＜基本的な考え方＞ ① 「 <u>経済センサス - 活動調査</u> 」の在り方を <u>検討し、結論を得る</u> 。 ア 「 <u>経済センサス - 活動調査</u> 」の目的である包括的な産業構造統計の整備及び各種統計の精度向上に資する母集団名簿の充実を図るため、調査の円滑な実施と調査結果の精度向上に重点を置くこと。 イ 「 <u>平成28年経済センサス - 活動調査</u> 」の実施については、「 <u>平成24年経済センサス - 活動調査</u> 」の実施状況を踏まえた検討を行うとともに、関連する産業関連統計の役割分担も検討。 ② 「 <u>経済センサス - 活動調査</u> 」の中間年における母集団情報の整備のための統計調査を中心とした <u>枠組みの</u> を <u>検討し、結論を得る</u> 。 ア 平成26年基礎調査の結果検証及び事業所母集団データベースの整備事業の進捗状況も踏まえた母集団情報の整備の在り方の中で、母集団情報	
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方		

	<p>の整備のための統計調査の在り方を検討するし、結論を得る。その際、事業所母集団データベースの目的である、「<u>経済センサス - 活動調査</u>」を始めとした各種統計調査に対する母集団情報提供機能の確保に留意。</p> <p>イ 「<u>経済センサス - 活動調査</u>」の中間年における母集団情報の整備のための統計調査の在り方の検討結果、<u>記入報告者負担</u>、<u>地方公共団体の負担</u>を踏まえた上で、調査期日、総売上高の把握の在り方を含めた枠組みについて検討。</p> <p>③ 「<u>経済構造統計</u>」<u>経済センサス</u>及び関連大規模統計に関する新たな枠組みを検討し、<u>結論絵を得る</u>。</p> <p>上記①及び②の検討を踏まえ、平成18年の「<u>経済センサスの枠組みについて</u>」に代わる、「<u>経済構造統計</u>」<u>経済センサス</u>及び関連する大規模統計に関する新たな枠組みを検討する必要があるし、<u>結論を得る</u>。</p> <p>④ 売上高等の把握における消費税の取扱い、現状の企業を対象とした統計調査において税込みと税抜きが混在した集計となっていることから、報告者負担等を勘案した上で、結果精度を高める方法について検討する場を設ける。</p> <p>⑤ <u>産業分類は供給概念で作成されているものが中心である一方、サービスの副次的活動を把握するには、併せて需要サイドの概念による生産物分類の構築が有益であり広義のサービス業を中心とした生産物分類は、サービスの副次的活動を把握するため、需要サイドの概念による生産物分類の構築が必要であるが、産業分類が必要概念で構成されている分類もあることから、各分類の特性を踏まえ、<u>生産物分類の検討を段階的に進める検討を行う</u>。</u></p> <p>⑥ 企業間の支配構造、企業と事業所の関係の把握、より適切な経済活動への分類のための手法について、事業所母集団データベースの共通事業所コードの活用を含め、<u>その手法の向上に努めるその在り方を検討する</u>。</p>
備考（留意点等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記、「<u>経済センサス - 活動調査</u>」の中間年における母集団情報の整備のための統計調査を中心とした枠組みの検討のAについては、「<u>第3-1 (1)</u>」事業所母集団データベースの「<u>整備</u>」の課題として整理。 ・ 現行基本計画の施行状況審議において、「日本標準商品分類」は、統計基準としての設定は行わないとの結論が示されている。ただし、現行の「日本標準商品分類」については、現在の商品事情に照らして内容を見直すこととされている。

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果	
現行基本計画の該当項目 (概要)	
審議テーマ (担当関係 WG)	現行基本計画の該当項目 (概要)
サービス産業に係る統計の整備 (産業関連統計ワーキングWG)	<p>第2-1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備</p> <p>(2) 基幹統計の整備に関する方向性 (基本計画部会審議対象事項のうち、別紙以下の具体的施策)</p> <p>① 調査方法の検討、推計方法、欠測値補完方法等の検討を行った上で、サービス産業動向調査の基幹統計化を検討。</p> <p>② 一次統計の整備及び推計手法の高度化によって、精度向上が図られれば、第3次産業活動指数の基幹統計化を検討。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<p>○ ①については、検討を行った結果、平成25年1月以降の調査より、精度向上等を図るため一部企業等調査を導入。基幹統計化については、見直し後の調査の状況等を踏まえて、引き続き検討(「実施可能」の自己評価)。</p> <p>○ ②については、速報と確報の差が大きい系列を中心に推計手法の検証を行い、精度向上に向けた取組を実施。基幹統計化に向けては、次回基準改定(平成27年度予定)に向け、精度や利便性の向上を図るための検討を行う(「実施可能」の自己評価)。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<p>○ 両統計とも、精度向上のための取組み取組として、調査の見直しや推計手法の検討を行った点については評価。①については、引き続き、調査結果の蓄積及び四半期GDP速報(QE)における利活用等を踏まえ、基幹統計化について検討を行うことが必要。②についても、引き続き推計精度向上に取り組み、有用性の更なる向上策について検討を行うことが必要。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>○ 我が国経済における第3次産業の占める割合はGDPで7割となっており、社会経済の実態を的確に捉えるために広義のサービス分野の統計の重要性は高まっている。しかし、サービス産業に係る統計は、個々の業種ごとにモザイク状に整備され、全体像を明らかにするものとはなっていないかった。こうした背景から、「サービス産業動向調査」などの創設が行われ、精度向上に向けての取組を行っている。現行基本計画の「サービス活動に係る統計の整備」は、企業統計のサービス活動を取り扱った課題が中心であるため、産業としてのサービス産業を整備する取組の充実が必要とな らている。考える。</p> <p>○ 現行基本計画におけるサービス産業に係る課題では、「サービス産業動向調査」と「第3次産業活動指数」について、基幹統計化に向けた統計の有用性の向上に向けた取組み取組が行われていたが、今後は、引き続き両統計の有用性確保についての取組みを進めるとともに、サービス産業に係る統計の横断的整備として、構造面の把握の在り方について研究を進めることが必要とな らている。考える。</p> <p><基本的な考え方></p> <p>① サービス産業に係る統計の横断的整備として、構造面の把握の在り方について研究を進める。</p> <p>② 「サービス産業動向調査」について、見直し後の調査結果の蓄積を行うとともに、その実施状況を踏まえた上で、更なる利活用の促進に努める。またQE四半期別GDP速報(QE)を始めとした国民経済計算等SNA(基幹統計)等における利活用状況等を踏まえ、できる限り速やかに基幹統計化について検討結論を行う得る。</p> <p>③ 「第3次産業活動指数」について、次回基準改定(平成27年度予定)に向け、精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上を図るための検</p>

	討を行う。
備考 (留意点等)	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

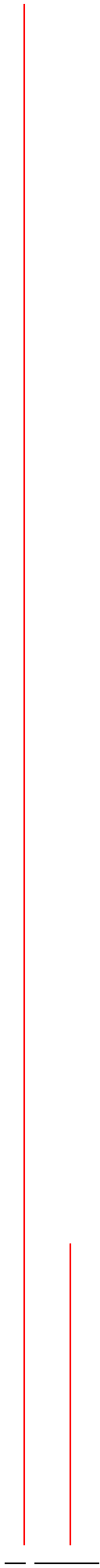
現行基本計画の該当項目 (概要)	
審議テーマ (担当関係 WG)	現行基本計画の該当項目 (概要)
企業活動に係る統計の整備 (産業関連統計TF第1WG)	<p>第2-3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項</p> <p>(1) サービス活動に係る統計の整備</p> <p>◇ 本文、別表とも以下の4⇒4つの観点でサービス活動に関する統計の整備について記述。</p> <p>① 情報通信サービスに関する統計の整備、「通信利用動向調査」の精度向上</p> <p>② 知的財産に関する統計の整備 → <u>基本計画部会の審議事項のため対象外 (ビジネスレジスター) 事業所母集団データベース</u></p> <p>③ サービス活動を適切に捉えるための検討 → <u>基本計画部会の審議事項のため対象外 (研究開発の推進と学会との連携強化) 研究開発成果の共有</u></p> <p>④ 企業のサービス活動 (組織内活動と外部委託) に関する統計の整備</p> <p>※ ①については、「通信・放送産業基本調査、放送番組制作業実態調査を経済産業省企業活動基本調査と連携して基幹統計化について検討する」との「<u>基幹統計の整備に関する方向性 (基本計画部会審議事項) の別解に言及している個別課題</u>」を含む。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<p>○ ①については、情報通信分野における企業活動を捉える「情報通信業基本調査」を実施。基幹統計化については引き続き検討（「実施済（共管調査）」及び「実施可能（基幹統計）」の自己評価。「通信利用動向調査」は精度向上のために調査対象数を増やし、都道府県別表章を行った（「実施済」の自己評価）。</p> <p>○ ④については、平成25年度から「<u>純粋持株会社実態調査</u>」を実施。その結果を「平成26年経済センサス - 基礎調査」(基幹統計調査)の親会社・子会社情報と組み合わせて持株会社のグループ活動を明らかにすることについて引き続き検討（「実施済（純粋持株会社の調査）」及び「実施可能（グループ活動）」の自己評価）。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<p>○ 情報通信サービスに関する統計の整備は、基幹統計化以外は所期の目的を達成しているものと評価。基幹統計化については、企業活動に関する統計の整備の中で他調査との関係を整理する必要があるため引き続き検討。</p> <p>○ 企業のサービス活動については、「<u>純粋持株会社実態調査</u>」を実施したことは評価。ただし、「平成26年経済センサス - 基礎調査」の親会社・子会社情報と組み合わせた持株会社のグループ活動を明らかにすることについては、引き続き検討することが必要。</p>
	○ 現行基本計画における企業活動に係る統計の整備については、情報通信分野における企業活動を捉えた「 <u>情報通信業基本調査</u> 」の実施や、「企業

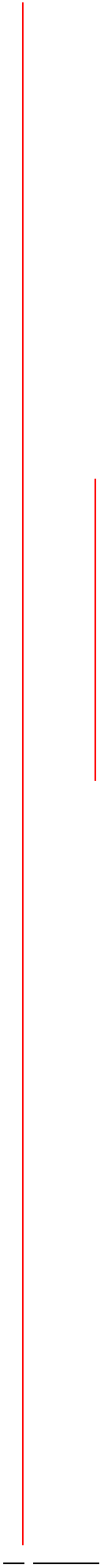
<p>次期基本計画に おける取扱い及 び基本的な考え 方</p>	<p>のサービス活動」を把握するための「純粋持株会社実態調査」の実施など、おおむね計画に沿った取組が行われている。</p> <p>○ 一方で、企業活動の多角化やグループ化、<u>企業内活動</u>企業での<u>分業</u>や<u>取引</u>等に関する「企業のサービス活動」<u>及び</u><u>び</u>企業が保有する資本や土地などのストック面に関する統計の整備については、その検討が進展しているとは言いがたく、報告者負担に留意しつつ、更なる取組の発展・充実が必要と<u>なっている</u>考える。</p> <p><基本的な考え方></p> <p>① 企業活動に関する各種統計調査で共通的に把握すべき項目を整理し、事業所母集団データベースの共通事業所コードによる既存統計調査の連携を図ることにより、企業活動に関する統計の体系的なデータ把握について検討する。</p> <p>② 事業所を対象にした統計調査における同一企業内取引について、<u>記入者報告者</u>負担を考慮した上での把握の可能性など、企業内活動の把握について検討する。</p> <p>③ 企業グループ活動の把握</p> <p>ア 「平成24年経済センサス= - 活動調査」(基幹統計調査)結果を、「平成21年経済センサス-基礎調査」で把握された企業グループの情報により集計し、企業グループに関する統計の研究を行う。</p> <p>イ 事業所母集団データベースにおける企業グループの把握の進捗を踏まえ、「<u>純粋持株会社実態調査</u>」の結果と合わせ、持株会社のグループ活動を明らかにすることについて検討する。</p>
<p>備考 (留意点等)</p>	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ（関係WG）	現行基本計画の該当項目（概要）
<p>経済活動のグローバル化に対応した統計整備 (第1WG)</p>	<p>第2-3 社会的・政策的なニーズの変化に対応した統計の整備に関する事項 (7) グローバル化の進展に対応した統計の整備（基本計画部会審議対象事項以下）の具体的施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 本文には、貿易に係る情報の高度利用の可能性、外国人住民に係る基本的な統計の整備等の記述があり、企業活動に係る個別事項として「海外現地法人の事業活動をより正確に把握するため、海外現地法人に関する母集団情報の充実を図る。」との記述。 ◇ 別表には、貿易と外国人住民に関しては本文に対応した4事項の記述があるものの、企業活動の記述は無い。 ◇ 関連事項として、基幹統計の整備に関する別紙に「将来の基幹統計化について検討する統計」として、業務統計である貿易統計の検討の記述。 <p>第2-2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (2) 財政統計の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 本文には、国際的な比較可能性を有する財政統計の作成・整備のために四半期や月次の財政統計整備をSNA SNA（基幹統計）の四半期推計の課題と併せて検討することを記述。 ◇ 別表には、①政府財政統計の推計及び公表、②資本ストック、金融勘定で未推計となっている項目についての推計及び公表、③中央政府の項目についてCOFOG COFOG（政府支出の機能分類）の2桁に分類し、地方政府の対応がとれない項目をの推計方法を検討してCOFOG COFOG 2桁での政府支出推計を行うことについて記述。
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<p>【グローバル化の進展に対応した統計の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 貿易と外国人住民は基本計画部会及び第2WGで審議。 ○ 企業活動は別表に掲載が無いため、明示的な自己評価は行われていない。ただ、平成23年度の審議で、「経済センサス - 基礎調査の結果を用いて海外現地法人の母集団情報の精緻化を推進し、捕捉数が大幅に向上した点は評価できるが、より一層母集団情報の精緻化について改善が必要である」と評価されている。 ○ 上記を受け、基本計画部会の中で、海外事業活動基本調査の実施者である経済産業省より、平成25年7月からの調査で対象名簿を精緻化し、調査対象数が1.6倍増えるとの報告あり。 <p>【財政統計の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年12月～翌年1月にかけて公表された平成17年基準改定結果により、政府財政統計の主要項目の推計及び公表、COFOG COFOG分類による政府支出の公表が行われ、「実施済」の自己評価。 ○ 資本ストック、金融勘定で未推計となっている項目については、平成25年度末までに対応可能な範囲及び試算値を整理することとしている（「実施予定」の自己評価）。

<p>平成24年度統計 法施行状況報告 の評価</p>	<p>【グローバル化の進展に対応した統計の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 貿易と外国人住民は基本計画部会及び第2WGで審議（外国人住民は「実施済」妥当との評価）。 ○ 企業活動については、母集団情報の精緻化が進んだことは評価できるが、対象数の増加によりこの間の取組により改善してきた回収率の向上などを引き続き検討していく必要があるため、調査の精度向上に向けて更なる発展・充実を図るべき。 <p>【財政統計の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年基準改定の公表により、実施済は妥当と平成23年施行状況審議で整理済。資本ストック、金融勘定で未推計となっている項目は内閣府において平成25年度内に一定の対応が可能としていることから、おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成している。 ○ 一方、財政統計については、国際的な観点からは、発生主義に基づく四半期財政統計の整備が重要であるため、次期基本計画において新たな課題として更なる取組の充実発展を図るべき。
<p>次期基本計画に おける取扱い及 び基本的な考え 方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業活動に係る「グローバル化の進展に対応した統計の整備」については、引き続き取組の発展・充実を図る余地が認められる。 ○ 経済活動におけるグローバル化については、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）においても、グローバル化のメリットを活かして持続的な成長の実現をすることが主要な施策として掲げられている。このため、<u>国際経済活動のグローバル化取 引や企業の国際化</u>を把握する統計である国際収支統計、貿易統計及び企業の海外事業活動をめぐる統計の重要性が増している。 ○ <u>GG20</u>データギャップ・イニシアティブにおいて、平成20年の金融危機の教訓を踏まえ、危機の原因となりうるリスクを特定するために必要なデータ整備を行うこととされたことを受け、<u>IMF</u>が新たな経済・金融統計の公表基準である<u>SDDS</u> プラスへの参加を各国に呼びかけている。今後、平成31年末が参加期限とされている<u>SDDS</u> プラスへの参加に向け、次期基本計画期間内に必要なデータ整備のための検討を進めることが必要である。 ○ 次期基本計画においては、社会・経済情勢の変化への対応や、国際比較可能性向上の観点から、「グローバル化の進展に対応した統計の整備」を「経済活動のグローバル化に対応した統計整備」に変更し、取組の充実を図る必要がある。 ○ なお、貿易統計については、基本計画部会の審議結果を踏まえ、関連事項として本項目に整理。 <p>＜基本的な考え方＞</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本邦企業が所有する海外現地法人の事業活動を正確に把握するため、<u>「海外事業活動基本調査」</u>の更なる充実、精度向上を行い、<u>「基幹統計化の可否についても検討する結論を得る。」</u> ② <u>「貿易統計」</u>については、統計調査以外の方法により作成される統計であることから、統計委員会における審議は統計の作成（集計）方法が中心となることや国民への情報提供の充実等という観点も考慮して引き続き基幹統計化の可否について検討するし、<u>結論を得る。</u> ③ 国際収支マニュアル第6版への準拠等のため、平成26年より相当規模の見直しが行われる<u>「国際収支統計」</u>について、新たな統計の定着度合や利用者の反応をフォローアップする。 ④ 関係府省の協力の下、一般政府収支、一般政府債務総額、金融健全性指標等に関するデータの四半期化等について、必要な対応の検討を進める。 ⑤ 上記④の一環として、関係府省が協力して、一般政府収支の四半期ベースでの把握や発生主義での推計手法を検討する。
<p>備考（留意点）</p>	





項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

現行基本計画の該当項目（概要）	
審議テーマ（ <u>担当関係WG</u> ）	現行基本計画の該当項目（概要）
グローバル化の進展に対応した統計の整備（第2WG）	<p>第2-3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項</p> <p>(7) グローバル化の進展に対応した統計の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 本文には、日本在住の外国人登録者数が200万人を超え、定住傾向が強まっていることを背景に、これら在住外国人に対する各種行政サービスを適切に提供する観点から、外国人住民に係る基本的な統計の整備について検討するよう記述。 ◇ 別表には、①適法な在留外国人の台帳制度等の検討状況を踏まえ、「在留外国人統計」及び「出入国管理統計」における集計の充実についての検討、②「人口動態調査」における外国人についての集計の充実について検討するよう記述。
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ ①については、「出入国管理統計」（月報）の国籍拡充（平成25年1月分から）は「実施済」、「在留外国人統計」の在留目的等拡充（平成25年末から）は「実施可能」、「出入国管理統計」（年報）の国籍及び入国目的等の拡充（平成26年末から）は「実施予定」との自己評価。 ○ ②については、平成23年度の施行状況審議において、「実施済は妥当」との判断が示されている。
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ ①については、一部「実施可能」及び「実施予定」と自己評価されている部分もあるが、おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成している。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「実施予定」と自己評価されている部分については、既に月報において取組が進められている事項の年報での対応であり、予定どおり取り組みることが確実。また、本事項自体及び関連して発展・充実を図る事項も認められないことから、削除する方向で整理。
備考（留意点等）	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (関係WG)		現行基本計画の該当項目 (概要)
環境に関する統計の整備 (第1WG)	<p>第2-3-5) 環境に関する統計の段階的な整備</p> <p>◇ 本文には、整備すべき分野が多岐にわたることから、既存統計の活用・改善により必要な情報が得られる事項を中心に、温室効果ガス問題と廃棄物・副産物の把握などのための統計整備に取り組むことを記述。</p> <p>◇ 別表には、①気候変動に関する科学的分析や国民への普及啓発の実施、②温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの充実や気候変動による影響に関する統計整備、③世帯のエネルギー消費の実態と耐久財の保有状況の関係を世帯属性ごとに把握する統計作成、④新エネルギーなど再生可能エネルギーについての公的な一次統計の作成についての検討、⑤総合エネルギー統計の正確性確保と公表の早期化、⑥廃棄物及び副産物を把握する統計整備を検討する場の設置、⑦環境分野分析用の産業連関表の充実についての検討、⑧環境に関する統計と経済社会領域の統計を地理情報上に結び付けた領域環境統計の検討をするよう記述。</p> <p>また、関連して別紙には、「<u>経済産業省特定産業種石油等消費統計</u>」(基幹統計) 等との関係整理を行った上で、「<u>エネルギー消費統計調査</u>」を基幹統計化する方向で検討を行うよう記述。</p>	
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<p>○ ⑥のうちの検討の場については、設置済みであることから、「実施済」との自己評価。なお、③については、所要の取組を実施しており、平成23年度の施行状況審議において、「実施済は妥当」との判断。</p> <p>○ ①、②のうちの気候変動の影響に関する統計の整備、⑤及び⑥のうちの廃棄物統計の精度向上及び迅速化については、いずれも継続的に取り組んでいることから、「継続実施」との自己評価。</p> <p>○ ④、⑦及び⑧については、いずれも所要の取組に着手し、現行基本計画期間内に一定の成果を得ることとして、「実施予定」との自己評価。</p> <p>○ ②のうちの温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの充実については、実態調査の実施に向けて取り組んでいることから、「実施可能」との自己評価。また、関連した「エネルギー消費統計調査」の基幹統計化については、研究会を設置し、調査票の見直し、データの精緻化等を行っていることから、「実施可能」との自己評価。</p>	
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<p>○ 「実施予定」及び「実施可能」と自己評価されている事項が多いものの、おおむね計画に沿った取組が進められているものと評価。また、自己評価も妥当。一方で、取組の更なる充実・推進や未対応の課題解決に向けた取組が必要な事項などがあり、引き続き対応を注視することが必要。</p>	
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>○ 地球温暖化対策等の環境問題は、国民にとっても関心の高い事項であり、その統計整備は重要な課題となっていることから、次期基本計画においても引き続き取組の発展・充実に必要。また、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)において、地球温暖化対策が取り上げられており、このような環境問題を取り巻く変化への的確な対応も必要。</p> <p><基本的な考え方></p> <p>① 家庭からの二酸化炭素排出実態を把握するための統計調査の本格実施など、温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの更なる充実に取り組む。</p>	

	<p>② 廃棄物等に関する統計の精度向上及び公表の迅速化に向けた更なる検討を行う。</p> <p>③ 平成17年版の環境分野分析用産業連関表を作成する際に明らかとなった未対応の把握など、が未対応であることが明らかにしたが、この課題の解決に向けて平成23年版の環境分野分析用産業連関表の作成に取り組む。</p> <p>④ 「エネルギー消費統計」については、「総合エネルギー統計」への組み込みに向けて、現行基本計画期間中の検討により明らかとなった問題点、課題等の解決に取り組むとともに、引き続きデータの精緻化を図り、基幹統計の範囲について検討を行う。</p> <p>⑤ エネルギーの取扱いに関する環境関連統計として、「総合エネルギー統計」、「産業連関表、国民経済計算」（基幹統計）、SNA（基幹統計）などの概念および数値が整合的となるように加工統計間の連携を図る。</p>
備考（留意点等）	<ul style="list-style-type: none"> 越境環境問題に対処するための国際的な環境統計の整備について、審議協力者より提案をいただいたが、多国間で調整・検討が必要な課題であり、現時点では我が国と周辺国との間で新たな統計の整備に向けた枠組みも整っていない状況であることから、公的統計の整備としての次期基本計画の課題とすることは困難であるとの結論となった。

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

現行基本計画の該当項目 (概要)	
審議テーマ (関係WG)	<p>第2-公共的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策二</p> <p>3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項</p> <p>(6) 観光に関する統計の整備</p> <p>◇ 本文には、「旅行・観光消費動向調査」及び「宿泊旅行統計調査」等の充実や、都道府県観光統計の統一基準の作成、「観光サテライト勘定」(TSA)の本格的な作成及び公表の必要性等を記述。</p> <p>◇ 別表には、①「旅行・観光消費動向調査」及び「宿泊旅行統計調査」の充実、②観光入込客統計に係る共通基準の策定及び共通基準に則った都道府県間比較の可能な統計整備に向けた調整、③観光がもたらす経済効果の国際間比較が正確に行えることを目的とした「観光サテライト勘定」(TSA)の整備の検討、作成・公表を行うよう記述。</p> <p>また、関連して別紙には、「宿泊旅行統計調査」及び「旅行・観光消費動向調査」の基幹統計化について検討するよう記述。</p>
観光に関する統計の整備 (第1WG)	
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<p>○ すべて所要の取組を実施しており、平成23年度の施行状況審議において、「実施済は妥当。」との判断。</p> <p>○ 別紙に掲げられた「宿泊旅行統計調査」及び「旅行・観光消費動向調査」の基幹統計化については、両調査の改善・充実を図ってきたところであるが、更なる検討が必要な状況であることから、現時点では、基幹統計化の検討を進めるべき状況にはないと結論。「実施可能」と自己評価。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<p>○ ①～③は、計画に沿った取組が進められているものと評価。ただし、「旅行・観光サテライト勘定」(TSA)の更なる精度向上が必要。</p> <p>○ ただし、②については、共通基準は策定されたものの、観光入込客統計の時系列データの 변동が大きいなどの課題が認められることから、改善に向けて引き続き取り組むことが必要。</p> <p>○ 基幹統計化については、現時点では基幹統計化の検討を進める段階にはないと判断を実施省がしており、重要な産業である観光に関する統計として、引き続き個別統計の更なる充実・改善を図ることが必要。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>○ 引き続き充実・改善を図るべき課題があり、また「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)においても観光資源の更なる活用が求められるなど、観光統計の重要性は高まっていることから、次期基本計画でも項目を立てて対応する。</p> <p>○ また、わが国の観光地域における観光売上割合や観光産業の生産・供給構造、雇用状況等の実態を把握するため、「経済センサス-活動調査」(基幹統計調査)結果と接合することを考慮して、平成24年度限りで新たに実施した「観光地域経済調査」については、今後の在り方の検討が必要となっている。</p> <p><基本的な考え方></p> <p>① 「旅行・観光サテライト勘定」(TSA)については、引き続き内閣府の協力を得つつ、平成23年度公表に至る作成経験等を踏まえた、更なる精度向上や未整備な表(Table)の作成に取り組み、その充実を図る。</p> <p>② 都道府県の「観光入込客統計」は、現行推計方法の検証により精度向上に向けた改善を検討する。また、各都道府県が統計整備を継続するため、利活用につながる分析事例等の提示などを行い、地域の観光統計の改善を支援する。</p> <p>③ 「宿泊旅行統計調査」及び「旅行・観光消費動向調査」など既存の観光統計については、それぞれ統計の精度向上に取り組む。</p>

	<p>その上で、「宿泊旅行統計調査」及び「旅行・観光消費動向調査」については、「観光地域経済調査」及び国際基準との整合性を整理し、基幹統計化に向けた観光統計の体系的整備について検討するし、結論を得る。</p> <p>④ 平成24年度から新たに実施した「観光地域経済調査」について、調査の実施に際して明らかとなった課題や調査結果の有用性について検討を行い、課題の解決、調査結果の利活用について整理し、平成29年度以後に次回調査を行うかの対応について結論を得る。</p>
備考（留意点等）	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (関係WG)		現行基本計画の該当項目 (概要)
交通に関する統計の整備 (第1WG)	新規課題	
平成24年度統計法施行状況報告の概要	-	
平成24年度統計法施行状況報告の評価	-	
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>○ 交通関連統計は、鉄道輸送、船舶、自動車及び航空機による旅客・貨物輸送を中心に、各種の統計調査及び行政記録情報から作成され関連する施策に活用。一方で、統計の安定性・連続性を重視し、比較可能性の向上や社会・経済情勢の変化等に対応した統計の整備・連携の推進等について検討が必要との指摘を受けてきたところ。</p> <p>○ 国土交通省では、今般の総合物流施策大綱(平成25年6月25日閣議決定)の策定を契機として、社会経済情勢の変化に対応し、「自動車輸送統計」(基幹統計)を中心とした交通関連統計の体系的整備に着手したいとしていることから、次期基本計画における新項目として、その取組を推進することが必要。</p> <p><基本的な考え方></p> <p>① 関連する輸送モードにおける物流効率化を横断的に評価するため、輸送貨物品目分類の統一及び品目別輸送量の把握を行う。</p> <p>② 内航海運や自動車における燃料消費量を把握する統計の精度向上により、地球温暖化等に対応する環境に関する基礎統計の整備に資する。</p> <p>③ 「自動車輸送統計」(基幹統計)を総合的に活用するため、輸送量に加え、ロードファクター(積載効率、実車率等)の把握とともに、他の輸送統計や行政記録情報の活用も含めて体系的整備を行う。</p>	
備考 (留意点等)		

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

現行基本計画の該当項目 (概要)	
審議テーマ (関係WG)	第2-1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備 (2) 基幹統計の整備に関する方向性 うち、別表の「3 将来の基幹統計化について検討する統計」としての課題 【法人建物調査】 密接な関係を有するため調査を同時に実施している法人土地基本統計と統合し、企業の不動産（土地及び建物）ストックを把握する基幹統計とすることを検討する。
平成24年度統計法施行状況報告の概要	○ 「法人土地基本調査」(基幹統計調査)に「法人建物調査」(「 一般統計調査 」及び「企業の土地取得状況等に関する調査」(「 一般統計調査 」)を統合し、「法人土地・建物基本調査」(基幹統計調査・5年周期)として実施することについて、総務大臣より承認された。(「実施済」と自己評価)。
平成24年度統計法施行状況報告の評価	○ 総務大臣による承認後、平成25年7月に同調査を実施していることから、所期の目的は達成されたものとして評価。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	○ 国土交通省では、体系的整備の観点から「法人土地・建物基本調査」の中間年における企業の土地取得状況等の動向(フロー)を把握することについて、検討に着手する予定。 ○ この中間年のフロー調査については、平成25年の「法人土地・建物基本調査」の実施結果の検証や、調査実施の目的・必要性を整理した上で、一般統計調査として実施することも含め、そのあり方を検証することが必要。 ○ また、平成25年の「法人土地・建物基本調査」等の結果を踏まえ、世帯、公的部門も含めた我が国の土地の所有及び利用状況の全体の捉え方について検証を行うことが必要。 ○ 上記の取組とともに、建築物新規着工工事額は、平成2年をピークに減少に転じ、平成24年にはやや持ち直しているもののピーク時の半分以下に低下。一方、少子高齢化や省エネルギー意識の高まりなどから、リフォーム・リニューアル市場は着実に拡大するなど、建築物市場を取り巻く現状は大きく変化し、また、その市場実態を的確に把握することは、経済動向の分析や関連施策の展開にとっても有用。 ○ 一方で、既存の建築物リフォーム・リニューアル調査については、①一定の機能向上等が図られる投資部分と機能向上等を「 <u>ともなわなない伴わない</u> 」部分に区別して把握がされていない、②工事内容ごとの投資額等の把握がされていないといった課題があり、その改善が急務。なお、現行基本計画には、建設関係の項目や取組は盛り込まれていない。 ○ これらのようなことから、統計の体系的整備の観点から、次期基本計画において、相互の関連性の高い土地分野と建築物分野の統計整備に係る「建設・不動産に関する統計の整備」の項目を立てて、取組を推進することが必要。 <基本的な考え方>

	<p>① 5年ごとに実施する「法人土地・建物基本調査」(基幹統計調査)を中心とした体系的整備を進めるため、中間年における土地取得のフロー情報を把握する必要性等を整理した上で、フローとストックの情報を構造的に把握することを検討するし、結論を得る。</p> <p>② 我が国の土地の所有・利用状況全体の捉え方について検証を行う。</p> <p>③ 経済動向の正確な把握に寄与するため、建築物リフォーム・リニューアル投資額を正確に把握し、建設総合統計及びSNA(基幹統計)への反映を図る。</p> <p>④ ストック重視型住宅施策等の適切な推進に寄与するため、建築物リフォーム・リニューアルの工事内容ごとの投資額等の把握を図る。</p>
備考(留意点等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築分野においては、有識者等をメンバーとした検討会を本年度中頃に設置し、予備調査を含めて検討・検証を行い、平成28年度を目処に上記見直しを反映した建築物リフォーム・リニューアル調査を実施する計画。

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

現行基本計画の該当項目 (概要)	
審議テーマ (担当関係 WG)	現行基本計画の該当項目 (概要)
社会保障全般に関する統計の充実整備 (第2WG)	<p>第2-2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項</p> <p>(3) 福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 本文には、福祉・社会保障全般の姿を総合的に示す指標の重要性や、当該統計と各種の国際基準に基づく統計との整合性の向上についての検討について記述。 ◇ 別表には、「社会保障給付費」について、各種の国際基準に基づく統計との整合性の向上を検討するよう記述。また、本項目に関連した「社会保障給付費(冊)」の基幹統計化の必要性を別紙に記述。 <p>(4) 医療費に関する統計の国際比較可能性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 本文には、医療費に関する統計の体系的整備、国際比較可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計 (OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計。) を公的統計として位置付けることを検討するよう記述。 ◇ 別表には、OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計の公的統計化に係る妥当性の検討について記述。
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<p>【福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種の国際基準に基づく統計の整合性については、平成23年度の施行状況審議において「実施済は妥当」との判断が示されている。 ○ 「社会保障給付費(冊)」の基幹統計化については、OECD基準による集計を充実させるとともに、従来のILO基準による集計と合わせて新たな「社会保障費用統計」(基幹統計) を公表したことから、「実施済」との自己評価。 <p>【医療費に関する統計の国際比較可能性の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ SHA手法が未だに確立されていないことから、「国民医療費」の精度向上及び集計結果の拡充に係る取組を実施したとして「実施済」の自己評価。
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<p>【福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基幹統計化を含め、おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、現行計画に掲げられた所期の目的を達成しているものと評価。一方で、一層の公表時期の早期化や、項目の細分化など、集計の充実を検討する余地も認められる。 ○ また、医療、福祉及び介護関係統計については、統計の利便性、有用性等の観点から統計体系を明らかにすることが必要。 <p>【医療費に関する統計の国際比較可能性の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政記録情報を活用するなどして、「国民医療費」の精緻化・集計の拡充を図っていることは評価。また、OECDのSHA手法が開発途上であることから、公的統計化の結論を得るに至っていないこともやむを得ないものと判断。一方で、今後もOECDにおけるSHA改定に積極的に関与することを期待。
次期基本計画における取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備」及び「医療費に関する統計の国際比較可能性の向上」については、国民の暮らしに密接に関係するという観点から「社会保障全般に関する統計の充実整備」として統合した上、社会情勢の変化や国際的な動向も踏まえ、現行計画の発展・充実

<p>び基本的な考え方</p>	<p>を 目指す。 <基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「社会保障費用統計」(基幹統計)について、国内の政策の企画立案上の利用の現状やSNAとの関係性などを踏まえつつ、公表時期の早期化やILO基準に基づいた制度間移転のクロス集計の充実などの集計項目の細分化について検討する努める。 ○ 医療、福祉及び介護関係統計について、統計の利便性、有用性等の観点から、関連する統計体系の全体像を整理する。 ○ 「OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計」について、「国民医療費」の精度向上に努めるとともに、SHA改定に積極的に関与する。
<p>備考（留意点等）</p>	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (担当関係WG)	現行基本計画の該当項目 (概要)
<p>人口減少社会に対応した統計の充実整備 (第2WG)</p>	<p>第2-3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備</p> <p>◇ 本文には、少子高齢化の進展に対応するため、結婚、出産、出産後も子育てしながら就業できる環境づくりなどに関する実態を的確にとらえる観点から、関連統計の整備について検討するよう記述。</p> <p>◇ 別表には、①配偶関係、結婚時期等の関連項目を把握するための既存統計調査の再構築や大規模標本調査による把握可能性、②就業と結婚、子育てと介護等に関係する統計の調査事項の追加、③「21世紀出生児縦断調査」及び「成年者縦断調査」における新たな標本の追加、④「住民基本台帳人口移動報告」における地域別集計の拡充、⑤「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」の集計充実・作成時期の変更、⑥「人口動態調査」(基幹統計調査)における集計の充実の検討について記述。また、⑦別紙には「現在推計人口」及び「生命表」の基幹統計化を検討するよう記述。</p> <p>(3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備</p> <p>◇ 本文には、少子高齢化、核家族化、非婚化や晩婚化という社会の変化を背景に、家計及び個人消費に関する統計調査における個計化の把握やモニター方式の採用を検討するよう記述。</p> <p>◇ 別表には、①家計収支における個計化のよりの確な把握、②「全国単身世帯収支実態調査」におけるモニター方式の採用、③「社会生活基本調査」(基幹統計調査)における地域コミュニティ活動等に関する調査項目及び集計内容の充実、④「国民生活基礎調査」(基幹統計調査)の標本拡大のための試験調査の実施やクロス分析の充実、⑤「住宅・土地統計調査」(基幹統計調査)の見直しの検討について記述。</p> <p>(9) その他</p> <p>◇ 別表には、平成22年「国勢調査」(基幹統計調査)の実施状況を踏まえた更なる改善の検討について記述。</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<p>【少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備】</p> <p>○ 次期基本計画に向けた課題と位置付けている「現在推計人口」の基幹統計化を除き、おおむね計画に沿った取組を実施したとして「実施済」の自己評価。なお、①、④、⑥及び⑦(生命表)については、平成23年度の施行状況審議において、「実施済は妥当」との判断。</p> <p>【暮らし方の変化に対応した統計の整備】</p> <p>○ 次期基本計画に向けた課題と位置付けている「国民生活基礎調査」における標本拡大を検討するための試験調査の実施を除き、おおむね計画に沿った取組を実施したとして「実施済」の自己評価。なお、③及び④(クロス分析)については、平成23年度の施行状況審議において、「実施済は妥当」との判断。</p> <p>【その他】</p> <p>○ 平成27年「国勢調査」の実施に向けた取組を実施したとして「実施可能」との自己評価。</p>

<p>平成24年度統計 法施行状況報告 の評価</p>	<p>【少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「現在推計人口」の基幹統計化を除き、おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成しているものと評価する。一方で、統計の有用性の確保という観点から、関連する統計における表章の充実を検討する余地も認められる。 ○ また、「現在推計人口」の基幹統計化については、外国人の取扱いや地方公共団体における推計との整理を含め、引き続きその検討状況を注視する。 <p>【暮らし方の変化に対応した統計の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「国民生活基礎調査」の標本拡大を検討するための試験調査の実施を除き、おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成している。この試験調査については、標本規模に加え、調査系統や調査票の見直し等の基礎的なデータを提供するものであり、調査全般の見直しに不可欠との認識。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成しているものと評価。
<p>次期基本計画に おける取扱い及 び基本的な考え 方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備」及び「暮らし方の変化に対応した統計の整備」については、共に少子高齢化等を背景とするものであり、社会構造の変化をよりの確に把握するという観点から、「人口減少社会に対応した統計の充実整備」として統合した上、社会情勢の変化や国際的な動向も踏まえ、現行計画の発展・充実に目指す。 ○ なお、社会構造の変化が特定年齢層に与える影響をよりの確に把握するための表章の充実や、試験調査の実施を踏まえた統計調査の見直しに当たっては、公的統計としての精度の確保や、報告者・実査機関の負担の軽減等にも配慮した検討・検証が必要との新たな課題も認められる。 ○ 「国勢調査」は、我が国の人口や世帯の姿を明らかにする最も基本的な統計であり、各種行政施策の算出根拠として利用されるほか、個人や世帯を対象とする各種標本調査の母集団情報として活用されている。さらに、人口減少社会を迎え、人口構造の変化に伴う諸問題が顕在化している中で、「国勢調査」の重要性はますます高まっていることから、より信頼性の高い統計として、データ提供が求められている。 <p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人口・社会、労働関連統計において、統計調査結果の有用性向上の観点から、特定年齢層の状況をより詳細に明らかにするため、サンプルサイズからの結果精度や記入者報告者負担の点を考慮した上で、各歳別表章の実施及び年齢区分の見直しなどについてを検討し、可能なものから提供する統計データの充実を図る。 ○ 「21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）」の調査対象者が中学生になったことを勘案し、関係府省との調整を含め、今後の方向性や調査内容について検討する。 ○ 「現在推計人口」の基幹統計化について、外国人の取扱いに関する検討を推進するとともに、地方公共団体における推計との関係を整理し、早期に結論を得る。 ○ 「社会生活基本調査」(基幹統計調査)について、国際比較可能性向上の観点から、平成25年10月に策定される予定の欧州統計家会議(OESCES)による「時間利用調査の調和に関するガイドライン」の内容を注視し、調査内容の企画に活用する。 ○ 「国民生活基礎調査」(基幹統計調査)の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果において、都道府県別表章が可能となるよう標本規模を拡大することについて、試験調査の実施とその結果を踏まえて検討する。 ○ 平成27年「国勢調査」(基幹統計調査)について、社会構造や調査環境の変化に対応した取組を着実に推進する観点から、引き続き、オンライン化

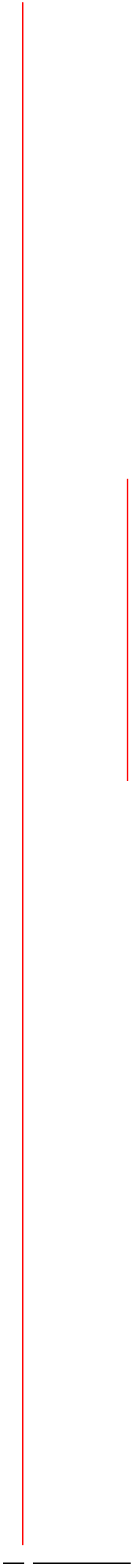
	<p>の推進や高齢化に対応した調査方法の見直しを進め、一層の公表時期の早期化に努めることが必要である。なお、同調査におけるオンライン調査等の実施状況については、その効果及び影響等を十分に検証し、次回調査の企画検討に活用することも必要。</p>
<p>備考（留意点等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各歳別表章などの表章の充実については、統計の有用性向上の観点から、人口・社会、<u>労働関連</u>統計以外の統計についても、可能なものについて、次期基本計画全体の基本的な視点（経済・社会の環境変化への対応）の要素の一つとして整理。 ・ 「<u>現在推計人口</u>」については、現行基本計画の別表（別紙）の廃止に伴い、本項目の課題として整理。 ・ 平成25年「<u>住宅・土地統計調査</u>」のオンライン調査導入の効果等に係る情報提供については、<u>第3-WGにおける「第3-1（3）」</u> オンライン調査の推進」の項目<u>ぞとして整理</u>。 ・ 「<u>国勢調査</u>」については、現行基本計画では別表のみの記述となっているが、その重要性の高さに鑑み、今後も注視していく必要があることから、本項目の課題として整理。

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ（関係WG）	現行基本計画の該当項目（概要）
ジェンダー統計の整備 （第2WG）	<p>第2-3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項</p> <p>(2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備</p> <p>イ 取組の方向性</p> <p>このため、男女共同参画の視点を踏まえつつ、結婚、出産、出産後も子育てしながら就業できる環境づくりなどに関する実態を的確にとらえる観点から、今後、特に、・・・（中略）・・・。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<p style="text-align: center;">二</p>
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<p>○ ジェンダー統計については、公的統計の作成・提供に当たって重要な視点と評価。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>○ 「第3次男女共同参画基本計画」（平成22年12月17日閣議決定）等においては、男女別データの整備、各種の政府の計画におけるPDCAサイクルへの反映を始めとするジェンダー統計に関する取組を記述。「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、女性の活躍は成長戦略の中核として位置付け。</p> <p>○ 内閣府男女共同参画局が政府の策定する基本的な計画・大綱等に関連する統計（当該計画等で設定されている人を対象とする成果目標の根拠となっているもの）について調査した結果によれば、基幹統計では既に男女別表章が行われており、一般統計の一部において未実施となっているもの、作成府省が報告者の負担等を考慮した判断。また、一部の業務統計については、集計の基礎となる申告書・届出書等に男女の別があり、かつ、集計しているものの、その結果を表章していないケースや、報告者負担の軽減や男女別把握の必要性がないと判断したといった理由から男女別情報を把握していないケースが認められるとの報告。</p> <p>○ 以上のような状況から、調査統計にとどまらず、業務統計を含めた公的統計の提供に当たって基本的な視点の一つとして整理、<基本的な考え方></p> <p>○ 次期基本計画における施策展開に当たっての基本的な視点の一つである「経済・社会の環境変化への的確な対応」の中に位置付け。</p>
備考（留意点等）	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ（関係WG）	現行基本計画の該当項目（概要）
<p>その他 (第2WG)</p>	<p>第2-3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (9) その他 ◇ 別表には、①「医療施設調査」（基幹統計調査）及び「患者調査」（基幹統計調査）における行政記録情報の活用、②「犯罪被害実態（暗数）調査」における精度向上について検討するよう記述。</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<p>○ ①については、平成23年度施行状況審議において、「実施済は妥当」との判断。なお、②については、標本数を従来の3000人から1000人増加し、4000人に拡充するとともに、調査事項の見直し等を実施し、精度向上を図ったことから、「実施済」との自己評価。</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p>	<p>○ おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成しているものと評価。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<p>○ 本事項自体及び関連して発展・充実を図る事項も認められないことから、削除する方向で整理。</p>
<p>備考（留意点等）</p>	



項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (担当関係WG)		現行基本計画の該当項目 (概要)
教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備 (第2WG)	<p>第2-3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項</p> <p>(4) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備</p> <p>◇ 本文には、学校教育を取り巻く環境変化に的確に対応する観点から、学校教育関連統計の改善について検討するとともに、教育機能の総合的な把握の観点から、社会生活や雇用・労働と教育との関係分析をできるようにするための関連統計の整備を検討するよう記述。</p> <p>◇ 別表には、①「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」等について比較可能性向上、②「学校保健統計調査」(基幹統計調査)における調査項目の追加、調査方法や調査票の改善、③関連統計における学歴等の教育関連項目の追加、④学校教育段階から就職活動までのライフコース全般を的確に捉える統計の整備及び⑤「子どもの学習費調査」における調査項目追加について検討するよう記述。</p>	
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<p>○ ①、④及び⑤については、結論は得られていないものの、現行計画期間中にはそれぞれ所要の取組を行うとして「実施予定」の自己評価。また、③(船員労働統計関係)については、「海技免許の資格」区分が重視されるという船員労働の特殊性や、報告者負担等を考慮し「実施困難」と自己評価。なお、②については、平成23年度の施行状況審議において、有識者による検討結果や健康診断票の電子化等の状況を踏まえ、「実施困難は妥当」と、また、③(総務省・厚生労働省分)については、「実施済は妥当」との判断。</p>	
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<p>○ 「実施予定」及び「実施困難」と自己評価している事項についても、真摯に改善・検討を実施していることは評価。また、自己評価も妥当。ただし、①については改善が図られているもの更なる改善余地が認められること、④及び⑤については検討途上であることから、引き続きその対応を注視することが必要。</p>	
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>○ 「実施予定」とされている事項については、社会問題となっている「いじめ」の実態や、教育機能・経済負担等をよりの確に把握する上で重要な取組であることから、現行計画期間における対応を注視するとともに、引き続き発展・充実を進めていく必要がある。</p> <p>○ また、教育行政に関しては、現在、「教育再生実行会議」(平成25年1月15日閣議決定)の第二次提言(平成25年4月15日)を受け、中央教育審議会において、教育委員会制度等の在り方について審議が進められており、その審議状況を見極めつつ、適切に「社会教育調査」(基幹統計調査)に反映させる必要があることから、平成26年度に予定されていた「社会教育調査」(基幹統計調査)の実施を延期することとなった。このため、その審議結果も踏まえた同調査の見直し、充実も必要と認められる。</p> <p><基本的な考え方></p> <p>○ 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について、客観的な基準の設定等、統計の比較性向上策について、引き続きその改善に向けた取組の充実を図る。</p> <p>○ 学校教育から就業へのライフコース全般を的確に捉える統計(縦断調査)の実施について、予算の確保や実施体制等多くの課題が存在することから、既存調査との連携も含めて、<u>その実現可能性について向けて</u>検討する。</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「子どもの学習費調査」について、記入者報告者負担を考慮した上で、学習費に関する経済的負担のよりの確な把握が可能となるように向けて調査方法・内容を検討する。 ○ 「社会教育調査」(基幹統計調査)について、教育委員会制度等の在り方についての中央教育審議会における審議状況を踏まえつつ、施設の活用・運営状況など新たな情報も含め、生涯学習というより広い視野からの統計整備を検討する。
備考（留意点等）	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ（担当関係WG）		現行基本計画の該当項目（概要）
企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備 (第2WG)	第2-3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備 ◇ 本文では、近年増加を続けている非正規雇用の実態や、事業所の開設・廃止による雇用増減への影響を把握する必要性を記述。 ◇ 別表では、労働市場の実態をより的確に把握する観点から、①有期雇用契約期間の実態把握のための調査事項の改善、②実労働時間のより適切な把握のための調査事項の見直し、③「社会生活基本調査」における労働時間その他の生活時間の分析のための調査事項の追加、④雇用創出・消失指標の公表、⑤非正規雇用の実情を継続的に把握するための統計調査の実施、⑥「労働力調査」(基幹統計調査)の前年同期のフローデータの集計・公表、⑦ハローワーク以外のルートを含めた総合的な労働需給動向の把握可能性等を検討するよう記述。	
平成24年度統計法施行状況報告の概要	○ ①、④～⑦については、それぞれ所要の取組を実施したとして「実施済」の自己評価。なお、②及び③については、平成23年度施行状況審議において、「実施済は妥当」との判断。	
平成24年度統計法施行状況報告の評価	○ おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成しているものと評価。一方で、同一企業内における雇用形態の転換や、失業者の定義に係る国際基準の見直しに伴う対応などの動向を注視することが必要。	
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	○ 非正規雇用問題については、「社会保障・税一体改革大綱」(平成24年2月24日閣議決定)などに基づき、厚生労働省を中心に今後の非正規雇用対策の指針として、「望ましい働き方ビジョン」を取りまとめ、取組の推進を図っている。さらに、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)に基づく、労働移動支援型への政策転換、多様な働き方の実現などの新たな取組も進められていることから、このような変化に対応した労働統計の発展・充実に必要な一層高まっている。 ○ また、平成25年10月に決議予定の国際労働機関(HILO)における就業、失業等に関する国際基準の見直しに伴い、関連統計の対応も必要と なっている 。<基本的な考え方> ○ 同一企業内における雇用形態の転換をより的確に把握する観点から、「労働力調査」(基幹統計調査)における当月と前月の呼称及び勤め先の名称をマッチングすることにより、雇用形態転換数を推計し、その結果精度を踏まえた妥当性を検証する。 ○ HILOにおける国際基準の見直しを踏まえ、関連統計における失業者等の定義の変更や未活用労働力などを明らかにする指標の作成等に向けた検討を行った上、対応可能な統計の作成・提供に努める。なお、定義の変更に関しては、時系列比較の観点にも配慮する。	

備考（留意点等）

- ・ 上記①から派生した「雇用者に関する用語」の整理（概念・定義の整理を含む。）については、「[第2-3 \(4\) - 2](#) 労働者の区分等の見直し」の項目として別紙に整理。

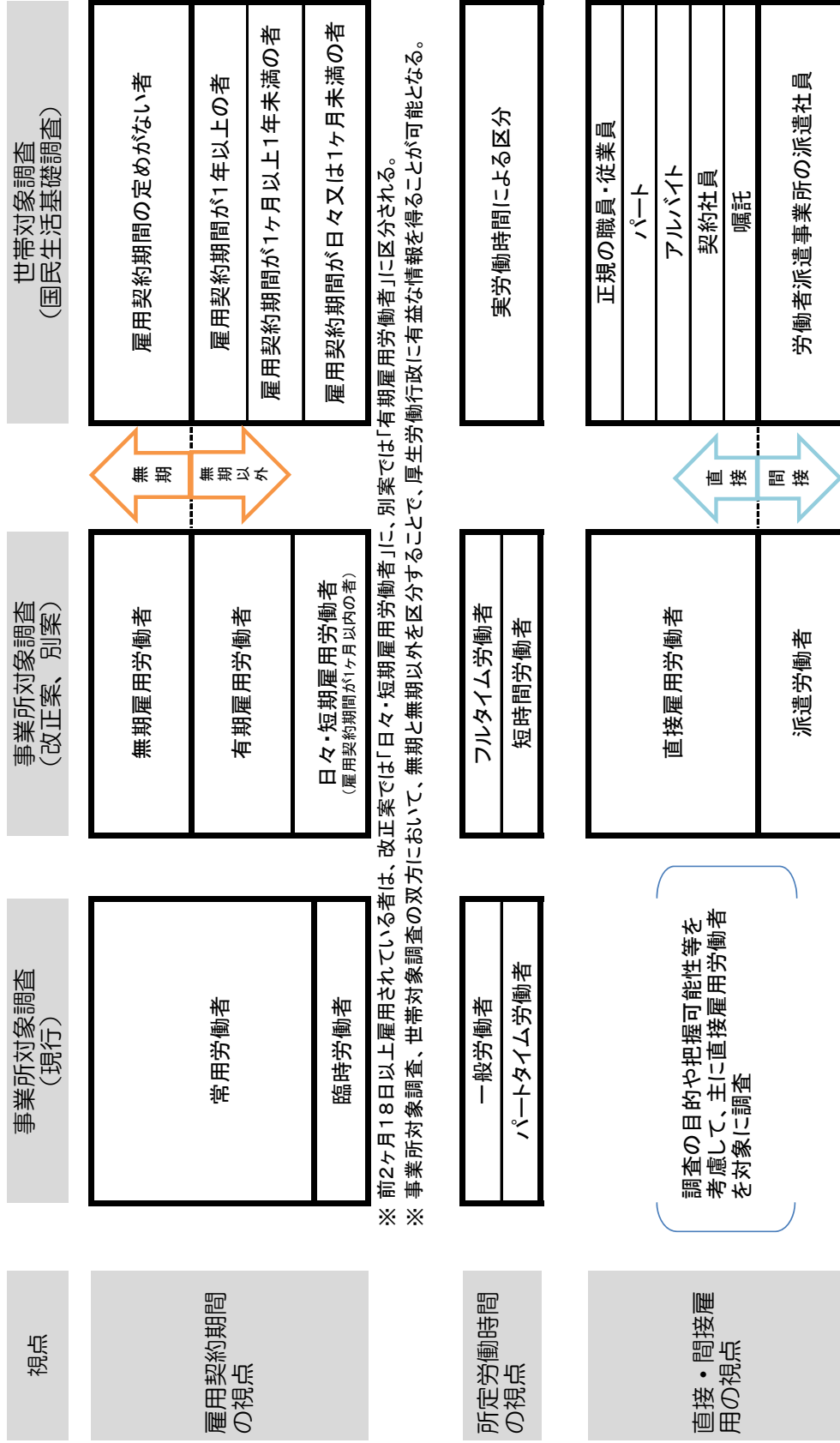
項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

<p>審議テーマ（担当関係WG）</p>	<p>現行基本計画の該当項目（概要）</p>
<p>労働者の区分等の見直し（第2WG）</p>	<p>平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告書 iv) 雇用・労働統計相互の整合性や比較可能性を向上させるための関連統計の就業形態及び雇用形態に関する用語の分類や概念の整理・見直しの方向性。 1 総務省(政策統括官室)は、統計法施行状況報告審議において報告したとおり、統計利用者の利便向上を図るため、我が国の統計に用いられている調査における従業上の地位や就業・雇用形態の区分に関する用語を整理し、その関係が<u>わかる分かる</u>ような資料をホームページ等を通じて一般に提供すること。 2 厚生労働省は、雇用・労働関係の統計調査を多数実施していることから、所管統計調査について、就業・雇用形態の区分に関する用語・概念を雇用契約期間、契約形態、労働時間等の視点から整理し、異なる統計間で、就業・雇用形態の区分に関する用語の整合性が確保できるように、必要な見直しを進めること。 3 厚生労働省以外の各府省についても、所管統計における就業・雇用形態に関する用語について、できる限り用語の概念・定義の共通化を図る観点から、必要な見直しを進めること。 4 総務省(政策統括官室)は、上記2及び3の措置の進捗状況を踏まえ、必要に応じて、各府省相互の連携がとられるよう情報共有の場を設ける等の協力を行うこと。</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<p style="text-align: center;">＝</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p>	<p>○ 1については、報告書及びホームページにより情報を提供しており、所期の目的を達成しているものと評価。 ○ 2については、厚生労働省から提示された「新しい労働者の区分による事業所調査と現行の世帯調査の比較 ～3つの視点から～」(別紙)の整理が認められた。 ○ 3については、引き続き取組の進捗を注視することとなった。</p>

<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<p>○ 労働者の区分等について、非正規雇用の実態等のより的確な把握及び各種調査の比較可能性の向上を図ることを目的として、厚生労働省から提示された案及び同省が平成25年度末までに実施する検証結果※を基に、以下の措置を講ずる。</p> <p>〈基本的な考え方〉</p> <p>① 平成26年度早期に労働者の区分等の見直しに向けた府省横断的な情報共有・検討の場を設置し、厚生労働省の検証結果を基に、今後の関係府省における検証・検討のポイント等を整理する。</p> <p>② 関係府省は、上記①の結果を踏まえ、所管調査における実査可能性や影響等の検証を実施する。</p> <p>③ 上記②の検証結果を基に府省横断的な検討を行い、見直し内容について結論を得る。</p> <p>④ 関係府省は、上記③の結論を踏まえ、順次所管調査の見直しを行う。</p>
<p>備考（留意点等）</p>	<p>※「前2か月18日以上雇用されている者の取扱い」及び「有期・無期の区分」の変更に伴う、政策や結果の時系列比較への影響や実査可能性を検証する。</p>

新しい労働者の区分による事業所調査と現行の世帯調査の比較 ～3つの視点から～

非正規雇用の実態等を把握するための3つの視点による新しい労働者の区分を、厚生労働省所管の事業所対象調査にあてはめられた改正案又は別案と厚生労働省所管の世帯対象調査を比較すると、次のとおりとなる。



- ※ 事業所対象調査は事業所(事業主)が台帳等に基づき記入していることと世帯対象調査は世帯員(個人)が記憶等に基づき記入していることの性格の違いに留意。
- ※ 調査の目的や把握可能性等を考慮して、調査によっては、区分の一部を調査の対象としないことや区分を統合して調査することも考えられる。
- ※ 現状では、上記のような比較となり、厚生労働省としても、所管の統計調査について引き続き検討していくが、事業所対象調査、世帯対象調査それぞれの系列の中での整合性を図ることも重要であり、府省横断的な検討も必要である。